

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>別表1 証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例（規則第2条、第3条）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第3条）</p> <p>本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>（1）設定以来の運用実績</p> <p>イ. 様式例 (略)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>（イ）約款又は目論見書にベンチマークを明記しているファンドの場合は当該ベンチマーク、それ以外のファンドについては、商品性格に応じて適切な指数（例えば日経225種、TOPIX、資本金規模別株価指数、海外の株価指数、C・B・クイック平均、為替等）を参考指数として表示する。</p> <p><u>ただし、「運用経過等の説明」において、基準価額の推移を図表にて表示するに当たり、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は株価指数等の参考指数）の併記が適切でないと委託会社が判断した場合は、その具体的な理由を「設定以来の運用実績」の様式欄の注記等により表示するものとする。</u></p> <p><u>(ロ) ~ (へ) に繰り上げ</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>別表1 証券投資信託の運用報告書（全体版）の様式及び表示例（規則第2条、第3条）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本文中の表示項目（規則第3条）</p> <p>本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>（1）設定以来の運用実績</p> <p>イ. 様式例 (同 左)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>（イ）約款又は目論見書にベンチマークを明記しているファンドの場合は当該ベンチマーク、それ以外のファンドについては、商品性格に応じて適切な指数（例えば日経225種、TOPIX、資本金規模別株価指数、海外の株価指数、C・B・クイック平均、為替等）を参考指数として表示する。</p> <p><u>(ロ)「運用経過等の説明」において、基準価額の推移を図表にて表示するに当たり、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は株価指数等の参考指数）と併記できない場合は、併記しない具体的な理由（例えば、テーマ型ファンドや絶対リターン追求型ファンド等であっても、ベンチマーク若しくは参考指数が存在しない理由を詳細に表示する。）を「設定以来の運用実績」の様式欄の注記等により表示する。</u></p> <p><u>(ハ) ~ (ト)</u></p>

新	旧
<p>別表1－2 証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例(規則第3条の2、第3条の3)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 本文中の表示項目(規則第3条の3)</p> <p>本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤最近5年間の基準価額等の推移</p> <p>イ. 表示例 (略)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ)～(二) (略)</p> <p>(ホ) 当該図表には、ベンチマーク(ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。)を併記することを原則とし、<u>併記が適切でない</u>と委託会社が判断した場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この改正は、2026年5月20日から実施する。</u></p>	<p>別表1－2 証券投資信託の交付運用報告書の様式及び表示例(規則第3条の2、第3条の3)</p> <p>1. (同左)</p> <p>2. 本文中の表示項目(規則第3条の3)</p> <p>本文中に表示する項目の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用経過の説明</p> <p>①～④ (同左)</p> <p>⑤最近5年間の基準価額等の推移</p> <p>イ. 表示例 (同左)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ)～(二) (同左)</p> <p>(ホ) 当該図表には、ベンチマーク(ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。)を併記することを原則とし、<u>併記できない場合は</u>、その具体的な理由を表示するものとする。</p> <p>(同左)</p>